

〔 条 例 に よ る 許 可 基 準 〕

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
種 別	高 さ	建 ぺ い 率	道路からの距離	隣接地からの距離	緑 地 率	森林区域の緑地率 ※1	切土又は盛土の高さ
第一種風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1. 5m以上	40%以上	60%以上	2m
第二種風致地区	10m以下	30%以下	2m以上	1. 0m以上	30%以上	50%以上	3m
第三種風致地区	10m以下	40%以下	2m以上	1. 0m以上	20%以上	40%以上	4m
第四種風致地区	12m以下	40%以下	2m以上	1. 0m以上	20%以上	40%以上	4m
第五種風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1. 0m以上	20%以上	40%以上	4m

- ※1 森林法第5条森林(地域森林計画対象民有林)の区域における造成行為に適用します。ただし、宅地の造成(主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成)、市街化区域における造成については、通常の緑地率が適用されます。
- ※2 高さの取扱い、は、建築基準法と異なって見付け高さとなっています。ペントハウス等も高さの対象となります。
- ※3 第一種風致地区内での建替え時の規模は、既存の床面積(住宅を除く)、高さを超えることは出来ません。(古都法)

〔 条例施行規則による植栽面積の算定 〕

条例施行規則第5条

条例第5条第1項第1号ア(4)の植栽の面積は、次の表(5の項を除く。)の上欄の区分に応じ、当該下欄の面積の合計について算定する。この場合において、植栽には高さが1m以上の樹木が1本以上存することを要する。

区 分	植 栽 面 積
1 高木(高さが2. 5m以上の樹木をいう。以下同じ)	1本につき7㎡
2 中木(高さが1m以上 2. 5m未満の樹木をいう。以下同じ)	1本につき3㎡
3 低木(高さが0. 5m以上 1m未満の樹木をいう。以下同じ)	1本につき1㎡
4 芝生等	水平投影面積
5 樹林又は群植	水平投影面積

備考

- 1 高木、中木及び低木の1本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積が、この表の下欄の面積を超えたときは、当該水平面積について算定することができる。
- 2 高さが、0. 5m未満の樹木は芝生等を含むものとする。
- 3 高さが1m未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。
- ※ 芝生等の上に植栽する場合は、緑地率の重複は認められない。

歴史的風土特別保存地区内行為許可申請関係図書
風 致 地 区 内 行 為 許 可 申 請 関 係 図 書

行為区分	関 係 書 類	行為区分	関 係 書 類
・ 建 築 物 の 新 築 ・ 改 築 増 築 ・ 移 転	・付近見取り図(2500分の1以下の縮尺) ・現況図(平面図・敷地断面図) ・敷地の丈量図 ・配置図(壁面後退距離を有効寸法で記入してください) ・各階平面図 ・建物求積図(建築面積・延べ床面積を明確にしたもの) ・建物立面図(4面彩色してください。マンセル値記入) ・建物断面図(2面) ・植栽計画図(樹木の名称・高さ・本数を記入の上、彩色してください) ・地籍図(公図) ・登記事項証明書 (原本若しくは原本のコピー(受付時原本照合要)) ・土地使用承諾書(土地所有者と申請者が異なる場合)	・土地形質の変更(宅地の造成等) ・土石類の採取 ・水面の埋立又は干拓 ・土石、廃棄物又は再生資源の堆積	・付近見取り図(2500分の1以下の縮尺) ・現況図 ・敷地の丈量図 ・配置図 ・平面図 ・断面図 ・構造図 ・法面断面図 ・移動土量(盛土、切土等)の分かる計算書 ・植栽計画図(樹木の名称・高さ・本数を記入の上、彩色してください。) ・地籍図(公図) ・登記事項証明書 (原本若しくは原本のコピー(受付時原本照合要)) ・土地使用承諾書(土地所有者と申請者が異なる場合) ただし、面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1. 5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓などは許可不要です。
・ 工 作 物 の 新 築 ・ 改 築 増 築 ・ 移 転	・付近見取り図(2500分の1以下の縮尺) ・現況図(平面図・敷地断面図) ・配置図 ・平面図 ・側面図(2面彩色してください。マンセル値記入。) ・断面図 ・構造図 ・法面断面図 ・地籍図(公図) ただし、高さ1. 5m以下の工作物や、水道管・下水道管類の工作物で地下に設けるものなどは許可不要です。	・木 竹 の 伐 採	・付近見取り図(2500分の1以下の縮尺) ・現況図 ・行為の施工方法を明らかにした図面 ・地籍図(公図) ・登記事項証明書 (原本若しくは原本のコピー(受付時原本照合要)) ・土地使用承諾書(土地所有者と申請者が異なる場合) ただし、間伐、枝打ちなど通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは許可不要です。
・色彩の変更	・付近見取り図(2500分の1以下の縮尺) ・現況図 ・色彩の変更を明らかにした図面 (彩色してください。マンセル値記入)		
・屋外広告物の表示又は掲出 ※歴史的風土特別保存地区内行為のみ対象 ※屋外広告物許可申請も別途必要	・付近見取り図(2500分の1以下の縮尺) ・配置図 ・平面図 ・側面図(彩色してください。マンセル値記入) ・地籍図(公図)		
		〔 注 意 〕 ・添付書類に不足がある場合、受付いたしません。 ・申請部数は2部です。(通知行為の場合も2部です。) ・申請書には、設計書を添付してください。 ・申請を委任される場合は、委任状を添付してください。 ・登記事項証明書・土地使用承諾書等は、写し添付の上、原本照合でも可能です。 ・登記事項証明書は三ヶ月以内のものを添付してください。 ・関係書類に掲載されていない書類も場合により添付していただく場合もあります。(その他市長が必要と認める図書) ・【風致】変更申請については、変更前・変更後を明示した図書を添付してください。(変更箇所がない図書は、省略することができます。) ・【歴風特別許可】変更が生じた場合には新たに申請をしてください。	

[illegible]

屋根の形状・色彩	
勾配屋根	■ 切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。 ● 切妻、入母屋、寄棟、方形等の屋根(片流れ屋根、極端な招き屋根及び極端な緩勾配屋根又は急勾配は除く。)とする。 ■●共に、勾配は10分の3から10分の7とする。※棟を2:1の割合の位置に設けた計画の建築物は、極端な招屋根として取扱わないものとする。
	A 和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は、濃灰もしくは黒等とする。
	B R系・YR系・Y系・GY系・G系・N系で明度・彩度共に4未満とする。N系(無彩色)についてはN3.5以下とする。※陸屋根の場合、周囲の景観に配慮された色彩である場合、この限りでない。 C 和型瓦その他これらに類する外観を有する材料とし、色はR系・YR系・Y系・GY系・G系・N系で明度・彩度共に4未満とする。N系(無彩色)についてはN3.5以下とする。
部材・色彩	
壁の色彩	
A	外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付等により仕上げる場合の色は、白、ベージュ、グレー等とする。
B	外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
C	外壁の色は、地区・ゾーン指針の色彩基準を遵守し、単色とする。ただし事前に協議を行い、上下ツートンを採用する場合の色彩は色彩基準の範囲の中で2色までとする。また、タイル等の場合の目地色は、同系色目地とする。※単色の仕様でない場合は、事前相談要。

工作物の部材・色彩・仕上げ等	
塀 等	A 表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
	B 表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
	C 色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
擁 壁	A 道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。
	B 道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
	C 道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
フェンス	A 既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたもの。
	B 表面が、濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満で着色されたもの。
	C 色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
柵 等	A 表面が、濃茶等(5YR2/1.5程度)で着色されたものとする。
	B 表面が、濃茶等(5YR2/1.5程度)で着色されたものとする。
	C 色は「地区・ゾーン指針」の色彩基準を遵守すること。
棒状工作物	A 表面が、濃茶等(5YR2/1.5程度)で着色されたものとする。
自動販売機	A 表面が、濃茶等(5YR2/1.5程度)で着色されたものとする。
その他	A 色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものとする。ただし、高さ5メートル以上の工作物については、濃茶若しくは濃灰等(明度、彩度共に4未満)とする。
	B 色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものとする。ただし、高さ5メートル以上の工作物については、濃茶若しくは濃灰等(明度、彩度共に4未満)とする。 ※高さ5メートル未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

外壁・塙・工作物	色相			明度	彩度	YR系	色相			明度	彩度	Y系	色相			明度	彩度	Y系	色相			明度	彩度	無彩色	3以上9以下
	YR系	0.1YR以上5.0YR未満	3以上5未満 5以上9未満 9以上	4以下 3以下 1以下	5.0YR以上10.0YR		3以上9未満 9以上	4以下 1以下	0.1Y以上5.0Y未満	3以上9未満 9以上	4以下 3以下		5.0Y以上10.0Y	3以上9未満 9以上	4以下 3以下										

- 詳しくは、奈良市ホームページの「奈良市風致保全方針・審査指針」をご確認ください。 <https://www.city.nara.lg.jp/>

「奈良市役所ホームページのトップページ」→上部「くらし・手続き」→「住まい・引っ越し」→「景観・風致・屋外広告物等」→「風致地区」内の「風致地区について」→「風致地区内行為における許可の基準」